

期日指定定期預金規定

1.（預金契約の成立）

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。

1. の 2（預金の支払時期等）

- （1）この預金は、証書（通帳）記載の満期日以後に利息とともに支払います。
- （2）満期日は、証書（通帳）記載の据置期間（1 年）の満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその 1 か月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1 万円以上の金額で指定してください。
- （3）前項による満期日の指定がない場合は、証書（通帳）記載の最長預入期限を満期日とします。
- （4）第 2 項により定められた満期日から 1 か月間経過しても解約されなかった場合は、同項による満期日の指定がなかったものとします。指定された満期日から 1 か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

2.（利息）

- （1）この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数について次の利率を用いて 1 年複利の方法により計算します。
 - ①預入日から満期日までの期間が 1 年以上 2 年未満の場合
証書（通帳）記載の『2 年未満』利率
 - ②預入日から満期日までの期間が 2 年以上の場合
証書（通帳）記載の『2 年以上』利率
- （2）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算します。
- （2）の 2 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。
- （3）当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第 4 条第 4 項および第 5 項により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって 1 年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6 か月未満…………… 解約日における普通預金の利率
 - ② 6 か月以上 1 年未満…………… 2 年以上利率×40%
 - ③ 1 年以上 1 年 6 か月未満…………… 2 年以上利率×50%
 - ④ 1 年 6 か月以上 2 年未満…………… 2 年以上利率×60%
 - ⑤ 2 年以上 2 年 6 か月未満…………… 2 年以上利率×70%
 - ⑥ 2 年 6 か月以上 3 年未満…………… 2 年以上利率×90%
- （4）この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

3.（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、定期預金共通規定により取扱います。

4.（規定の変更）

- （1）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。
- （2）前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネット又はその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- （3）前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

自動継続期日指定定期預金規定

1.（預金契約の成立）

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。

1. の 2（自動継続）

- （1）この預金は、証書（通帳）記載の最長預入期限に元利金の合計額（元利金継続方式）または元金のみ（元金継続方式）のいずれかあらかじめ指定された方式によって前回は同一の期日指定定期預金に自動的に継続します。

- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫の店頭に掲示する利率とします。ただし、この預金の預入の際、継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、証書（通帳）記載の最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を申出てください。

2.（預金の支払時期等）

- (1) この預金は、継続停止の申出があった場合に満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) 満期日は、この預金の全部または一部について証書（通帳）記載の据置期間（1年）の満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 第2項により、この預金の全部または一部について満期日の指定があった場合は、同時にこの預金の全部について継続停止の申し出があったものとして取扱います。ただし、一部の金額が解約された場合は、その残りの金額について自動継続扱いとして取扱います。
- (4) 第2項による満期日の指定がない場合は、証書（通帳）記載の最長預入期限を満期日とします。
- (5) 第2項により定められた満期日から1か月経過しても解約されなかった場合もしくは最長預入期限が到来した場合は、同項による満期日の指定がなかったものとします。指定された満期日から1ヶ月以内に最長預入期限が到来したときも同様です。
- (6) 継続停止の申し出がない場合、第3項のこの預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、第5項により満期日の指定がなかったものとされたときは、預金の全部について、引き続き自動継続の取扱とします。

3.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について次の利率を用いて1年複利の方法により計算します。
 - ① 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合
証書（通帳）記載の『2年未満』利率
 - ② 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合
証書（通帳）記載の『2年以上』利率
- (2) 継続後の預金の利息についても前項と同様の方法によります。ただし、利率については金融情勢の変化により変更することがあり、新利率は変更日以後に継続される預金から適用します。
- (3) 継続する場合の利息は、あらかじめ選択された指定預金口座への振替または元金への組入れのいずれかの方法により、その継続日に支払います。
- (4) 継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (4) の2 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。
- (5) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第4条第4項および第5項により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40%
 - ③ 1年以上1年6か月未満……………2年以上利率×50%
 - ④ 1年6か月以上2年未満……………2年以上利率×60%
 - ⑤ 2年以上2年6か月未満……………2年以上利率×70%
 - ⑥ 2年6か月以上3年未満……………2年以上利率×90%
- (6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4.（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、定期預金共通規定により取扱います。

5.（規定の変更）

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネット又はその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。
- 以上

自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）

1.（預金契約の成立）

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。

1. の2（預金の支払時期）

自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」といいます。）は、証書（通帳）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2.（利息）

- (1) この預金の利息は、単利型、複利型それぞれ次のとおり支払います。

〔単利型〕

この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書（通帳）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（通帳）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日以後にあらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

A 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により署名（記名）押印してこの証書（通帳）とともに提出してください。

B 預金口座へ振替える場合には、各中間利払日に指定口座へ入金します。

C 定期預金とする場合には、中間利払日にその自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする預入期間1年のこの預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当金庫の店頭に掲示する利率を適用します。

- ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

〔複利型〕

この預金の利息は、約定日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数、および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (2) の2 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。

- (3) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第4条第4項および第5項により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（複利型は6か月複利の方法により計算）し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満……………約定利率×50%

C 1年以上3年未満……………約定利率×70%

- ② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
- F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×90%

③預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
- F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×80%
- G 3年以上5年未満……………約定利率×90%

④預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……………約定利率×30%
- C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×40%
- D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×50%
- E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×60%
- F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×70%
- G 3年以上4年未満……………約定利率×80%
- H 4年以上5年未満……………約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、前記2. の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、原則として預金証書の発行（通帳への記載）をしないこととし、次により取扱います。

- ①中間利息定期預金の内容については別途通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
- ②中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。
- ③中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。

4. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、定期預金共通規定により取扱います。

5. (規定の変更)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネット又はその他相当の方法で公表することにより、周知します。

(3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）

1. (預金契約の成立)

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。

1. の2 (自動継続)

(1) 自動継続自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」といいます。）は、証書（通帳）記載の満期日に元利金の合計額（元利金継続方式）または元金のみ（元金継続方式）のいずれかあらかじめ指定された方式によって、前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫の店頭に掲示する利率とします。ただし、この預金の預

入の際、継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、単利型、複利型それぞれ次のとおり支払います。

〔単利型〕

この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下2の(1)、(2)および(3)において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および、証書（通帳）記載の利率（継続後の預金については前記1. (2)の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（通帳）記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型2年定期預金（M型）」）といます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

- ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日以後にこの預金とともに支払います。

- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

- ② 自動継続自由金利型2年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

A 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。

B 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、中間利払日における当金庫の店頭に掲示する利率を適用します。満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金（M型）に継続します。

- ③ 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

- ④ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により署名（記名）押印してこの証書（通帳）とともに提出してください。

- (3) 預入日の1年後の応当日を満期日としたこの預金、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金、預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金、預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金、預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の利息をあらかじめ指定された期間ごとに分割して、あらかじめ指定された預金口座に入金する場合は、前記(1)および(2)にかかわらず、次によります。

- ① 利息の支払が1か月ごとの場合

預入日から満期日の1か月前の応当日までの間に到来する預入日の1か月ごとの応当日を利息支払日とし、以下の計算式で計算した約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。その利息を差引いた利息の残額は、満期日に指定口座へ入金します。

$$1 \text{ か月ごとの利息の支払額} = \text{預入金額} \times \text{約定利率} \times 1 / 12$$

- ② 利息の支払が2か月ごとの場合

預入日から満期日の2か月前の応当日までの間に到来する預入日の2か月ごとの応当日を利息支払日とし、以下の計算式で計算した約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。その利息を差引いた利息の残額は、満期日に指定口座へ入金します。

$$2 \text{ か月ごとの利息の支払額} = \text{預入金額} \times \text{約定利率} \times 2 / 12$$

- ③ 利息の支払が3か月ごとの場合

預入日から満期日の3か月前の応当日までの間に到来する預入日の3か月ごとの応当日を利息支払日とし、以下の計算式で計算した約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。その利息を差引いた利息の残額は、満期日に指定口座へ入金します。

$$3\text{か月ごとの利息の支払額} = \text{預入金額} \times \text{約定利率} \times 3 / 12$$

④利息の支払が4か月ごとの場合

預入日から満期日の4か月前の応当日までの間に到来する預入日の4か月ごとの応当日を利息支払日とし、以下の計算式で計算した約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。その利息を差引いた利息の残額は、満期日に指定口座へ入金します。

$$4\text{か月ごとの利息の支払額} = \text{預入金額} \times \text{約定利率} \times 4 / 12$$

⑤利息の支払が6か月ごとの場合

預入日から満期日の6か月前の応当日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を利息支払日とし、以下の計算式で計算した約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。その利息を差引いた利息の残額は、満期日に指定口座へ入金します。

$$6\text{か月ごとの利息の支払額} = \text{預入金額} \times \text{約定利率} \times 6 / 12$$

〔複利型〕

この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの約定日数および証書（通帳）記載の約定利率によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取るときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書（通帳）とともに提出してください。

（4）継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息および前記（3）により支払われた利息は除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

（4）の2 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。

（5）当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第4条第4項および第5項により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（複利型は6か月複利の方法により計算）し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息または前記（3）による利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日または前記（3）による利息の支払日が複数ある場合はその合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……………約定利率×50%
- C 1年以上3年未満……………約定利率×70%

②預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
- F 2年6か月以上4年未満……………約定利率×90%

③預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
- F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×80%
- G 3年以上5年未満……………約定利率×90%

④預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

- B 6か月以上1年未満……約定利率×30%
- C 1年以上1年6か月未満……約定利率×40%
- D 1年6か月以上2年未満……約定利率×50%
- E 2年以上2年6か月未満……約定利率×60%
- F 2年6か月以上3年未満……約定利率×70%
- G 3年以上4年未満……約定利率×80%
- H 4年以上5年未満……約定利率×90%

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、前記2. の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、原則として預金証書の発行（通帳への記載）をしないこととし、次により取扱います。

- ① 中間利息定期預金の内容については別途通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
- ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。
- ③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。

(3) 中間利息定期預金の証書を発行した場合には、この預金の継続にあたり、前記2. (2) ②B の規定にかかわらず、中間利息定期預金の元利息は合計しません。

4. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、定期預金共通規定により取扱います。

5. (規定の変更)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネット又はその他相当の方法で公表することにより、周知します。

(3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

自由金利型定期預金規定 (大口定期)

1. (預金契約の成立)

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。

1. の2 (預金の支払時期)

この預金は、証書（通帳）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書（通帳）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（通帳）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により署名（記名）押印してこの証書（通帳）とともに提出してください。

B 預金口座へ振替える場合には、各中間利払日に指定口座へ入金します。

- ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(2) の2 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたとき

は、この預金は満期日前に解約できません。

- (3) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第4条第4項および第5項により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

- ① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。

A 解約日における普通預金の利率

B 約定利率－約定利率×30%

C 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書（通帳）記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫の店頭に掲示する利率をいいます。

- ② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。

A 約定利率－約定利率×30%

B 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

- (4) この預金の付利単位は100円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、定期預金共通規定により取扱います。

4. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネット又はその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期）

1. (預金契約の成立)

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。

1. の 2 (自動継続)

- (1) この預金は、証書（通帳）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫の店頭に掲示する利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下2の(1)、(2)および(3)において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書（通帳）記載の利率（継続後の預金については前記1. (2)の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（通帳）記載の中間利払

利率（継続後の預金の中間払利率は、継続後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間払日に支払います。

②中間払利息（中間払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。

（2）この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

①預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

②預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間払日に指定口座へ入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または、満期日に元金に組入れて継続します。

③利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により署名（記名）押印してこの証書（通帳）とともに提出してください。

（3）預入日の1年後の応当日を満期日としたこの預金、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金、預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金、預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金、預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の利息をあらかじめ指定された期間ごとに分割して、あらかじめ指定された預金口座に入金する場合は、前記（1）および（2）にかかわらず、次によります。

①利息の支払が1か月ごとの場合

預入日から満期日の1か月前の応当日までの間に到来する預入日の1か月ごとの応当日を利息支払日とし、以下の計算式で計算した約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。その利息を差引いた利息の残額は、満期日に指定口座へ入金します。

$$1 \text{ か月ごとの利息の支払額} = \text{預入金額} \times \text{約定利率} \times 1 / 12$$

②利息の支払が2か月ごとの場合

預入日から満期日の2か月前の応当日までの間に到来する預入日の2か月ごとの応当日を利息支払日とし、以下の計算式で計算した約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。その利息を差引いた利息の残額は、満期日に指定口座へ入金します。

$$2 \text{ か月ごとの利息の支払額} = \text{預入金額} \times \text{約定利率} \times 2 / 12$$

③利息の支払が3か月ごとの場合

預入日から満期日の3か月前の応当日までの間に到来する預入日の3か月ごとの応当日を利息支払日とし、以下の計算式で計算した約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。その利息を差引いた利息の残額は、満期日に指定口座へ入金します。

$$3 \text{ か月ごとの利息の支払額} = \text{預入金額} \times \text{約定利率} \times 3 / 12$$

④利息の支払が4か月ごとの場合

預入日から満期日の4か月前の応当日までの間に到来する預入日の4か月ごとの応当日を利息支払日とし、以下の計算式で計算した約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。その利息を差引いた利息の残額は、満期日に指定口座へ入金します。

$$4 \text{ か月ごとの利息の支払額} = \text{預入金額} \times \text{約定利率} \times 4 / 12$$

⑤利息の支払が6か月ごとの場合

預入日から満期日の6か月前の応当日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を利息支払日とし、以下の計算式で計算した約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。その利息を差引いた利息の残額は、満期日に指定口座へ入金します。

$$6 \text{ か月ごとの利息の支払額} = \text{預入金額} \times \text{約定利率} \times 6 / 12$$

（4）継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息および前記（3）により支払われた利息は除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

（4）の2 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。

（5）当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第4条第4項および第5項により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息または前記（3）による利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日または前記(3)による利息の支払が複数ある場合はその合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。

A 解約日における普通預金の利率

B 約定利率－約定利率×30%

C 約定利率－ $\frac{（基準利率－約定利率） \times （約定日数－預入日数）}{預入日数}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書（通帳）記載の満期日（継続をしたときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫の店頭に掲示する利率をいいます。

②預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。

A 約定利率－約定利率×30%

B 約定利率－ $\frac{（基準利率－約定利率） \times （約定日数－預入日数）}{預入日数}$

（6）この預金の付利単位は100円とし、1年を365日として日割で計算します。

3.（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、定期預金共通規定により取扱います。

4.（規定の変更）

（1）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

（2）前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネット又はその他相当の方法で公表することにより、周知します。

（3）前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

変動金利定期預金規定

1.（預金契約の成立）

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。

1.の2（預金の支払時期）

この預金は、証書（通帳）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2.（利率の変更）

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としてその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）、または自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫の店頭に掲示する利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、前記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3.（利息）

（1）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書（通帳）記載の利率（上記2.により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、単利型、複利型それぞれ次のとおり支払います。

〔単利型〕

①預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および証書（通帳）記載の中間利払利率（前記2.により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により署名（記名）押印してこの証書（通帳）とともに提出してください。

B 預金口座へ振替える場合には、各中間払日に指定口座へ入金します。

②中間払日数および約定利率によって計算した金額ならびに最後の中間払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。

〔複利型〕

この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（2）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（2）の2 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。

（3）当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第4条第4項および第5項により解約する場合には、その利息は、単利型、複利型それぞれ次のとおり支払います。

〔単利型〕

預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数、また預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間払日数ならびに解約日までに経過した最後の中間払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

①預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満……………約定利率×50%

C 1年以上3年未満……………約定利率×70%

②預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満……………約定利率×40%

C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%

D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%

E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%

F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×90%

〔複利型〕

預入日から解約日の前日までの日数および（3）の②の利率によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

（4）この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4.（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、定期預金共通規定により取扱います。

5.（規定の変更）

（1）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

（2）前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネット又はその他相当の方法で公表することにより、周知します。

（3）前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

自動継続変動金利定期預金規定

1.（預金契約の成立）

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。

1. の2（自動継続）

- (1) この預金は、証書（通帳）記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）、または自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当金庫の店頭に掲示する利率を加える方式により算定するものとします。
ただし、この預金の継続後の利率について、前記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2.（利率の変更）

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）、または自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫の店頭に掲示する利率を加える方式により算定するものとします。
ただし、この預金の利率について、前記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書（通帳）記載の利率（前記2.により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については前記1.（2）の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、単利型、複利型それぞれ次のとおり支払います。

〔単利型〕

- ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および証書（通帳）記載の中間利払利率（前記2.により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。
- ② 中間利払日数および約定利率によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

〔複利型〕

- この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により署名（記名）押印してこの証書（通帳）とともに提出してください。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (2) の2 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。
- (3) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第4条第4項および第5項により解約する場合には、その利息は、単利型、複利型それぞれ次のとおり支払います。

〔単利型〕

預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数、また預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

- ①預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
 - B 6か月以上1年未満……………約定利率×50%
 - C 1年以上3年未満……………約定利率×70%
- ②預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
 - B 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
 - C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
 - D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
 - E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
 - F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×90%

〔複利型〕

預入日から解約日の前日までの日数および（3）の②の利率によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

（4）この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4.（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、定期預金共通規定により取扱います。

5.（規定の変更）

- （1）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- （2）前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネット又はその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- （3）前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

定期預金共通規定

1.（証券類の受入れ）

- （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、2026年10月1日以降に振出された他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。
- （2）受入れた証券類が不渡となったときは預金になりません。不渡となった証券類は、証書（通帳）の当該受入れの記載を取消したうえ、証書（通帳）と引換えに当店で返却します。

2.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第4条第5項①～③のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第4条第5項①～③の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

3.（取引の制限等）

- （1）当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- （2）前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- （3）日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期限その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって当店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期限が経過したときは、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限することができるものとします。
- （4）前三項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

4.（預金の解約、書替継続）

- （1）この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により署名（記名）押印して証書（通帳）とともに当店に提出してください。
- （2）前項の解約または書替継続の手続に加え、当該預金の支払いを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認め

るときは、この確認ができるまでは支払いを行いません。

- (2) の2 前二項の規定にかかわらず、本規定に定める預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。
- (3) 期日指定定期預金の場合、この預金の一部の金額を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により署名（記名）押印して証書（通帳）とともに当店に提出してください。
- (4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ②この預金の預金者が第9条第1項に違反した場合
 - ③当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項および前条第1項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合
 - ④この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑤この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑥上記①～⑤までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合
- (5) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じた時は、その損害額を支払ってください。
- ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または下記A～Eまでのいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③預金者が、自らまたは第三者を利用して下記A～Eまでのいずれかに該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他 A～Dに準ずる行為

5.（通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

6.（届出事項の変更、証書（通帳）の再発行等）

- (1) 個人のこの預金の取引において、証書（通帳）や印章を失ったとき、または、印章、氏名（名称）、住所、在留期限その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、氏名（名称）、住所、在留期限その他の届出事項に変更の届出前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き当金庫は責任を負いません。
- (3) 個人以外のこの預金の取引において、証書（通帳）や印章を失ったとき、または、印章、氏名（名称）、住所、在留期限その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出

前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き当金庫は責任を負いません。

- (4) 証書（通帳）や印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書（通帳）の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (5) 証書（通帳）を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫の定める再発行手数料をいただきます。
- (6) 預金口座の開設の際には、当金庫は法令で定める本人確認等の確認を行います。預金口座の開設後も、この預金の取引にあたり、当金庫は法令で定める本人確認等の確認を行う場合があります。本項により当金庫が預金者について確認した事項に変更があったときには、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。

7.（印鑑照合）

証書、払戻請求書、諸届（通帳の場合は、払戻請求書、諸届）その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

なお、預金者は、盗取された証書（通帳）を用いて行われた不正な払戻しの額または不正な解約、書替継続による払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

8.（盗難証書（通帳）による払戻し等）

- (1) 個人とこの預金の取引において、盗取された証書（通帳）を用いて行われた不正な払戻しまたは不正な解約、書替継続による払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ①証書（通帳）の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
- ②当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
- ③当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむをえない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前二項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、証書（通帳）が盗取された日（証書（通帳）が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書（通帳）を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。

- ①当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C. 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
- ②証書（通帳）の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

- (5) 当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることとはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当金庫が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

9.（譲渡、質入れ等の禁止）

- （1）この預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利およびこの取引の証書（通帳）は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- （2）当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

10.（成年後見人等の届出）

- （1）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。
また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届け出てください。
- （2）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- （3）すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前記（1）（2）と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- （4）前記（1）～（3）の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- （5）前記（1）～（4）の届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

11.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

- （1）この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- （2）前記（1）により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとします。預金証書・通帳は届出印を押印した払戻請求書とともに、通知と同時に当金庫に提出してください。
 - ②複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ③上記②の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ④上記②による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- （3）前記（1）により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- （4）前記（1）により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- （5）前記（1）により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

12.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

- （1）この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ①当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
 - ②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思に

よらないで返送されたときを除く。）に限りします。

④この預金が休眠預金等活用法第 2 条第 2 項に定める預金等に該当することとなった日

（2）第 1 項第 2 号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあつては、初回満期日）

②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと／当該事由が生じた期間の満期日

（a）異動事由（当金庫ウェブサイトにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。）

（b）当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から 1 か月を経過した場合（1 か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。

③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと／当該支払停止が解除された日

④この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと／当該手続が終了した日

⑤総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと／他の預金に係る最終異動日等

13.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

（1）この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

（2）前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

（3）預金者等は、第 1 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 7 条第 2 項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。

①この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であつて法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと

②この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）

③この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

④この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

（4）当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第 3 項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

①当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

②この預金について、第 3 項第 2 号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること

③前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

14.（準拠法令、合意管轄）

この預金取引の契約の準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫本店または当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

15.（規定の変更）

（1）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。

（2）前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネット又はその他相当の方法で公表することにより、周知します。

（3）前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

（2026 年 8 月 18 日現在）